

「官庁会計システム等の運用に係る保守管理業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正 有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
1	調達仕様書	4-20	4.2.18（1）	【表4．2．18－1 e ラーニングのメンテナンス作業】 項番2 機能追加に伴うe ラーニングの改修 「本件特定役務で実施する機能追加等やe ラーニングを利用するOS又はブラウザ等のバージョンアップ等に伴いe ラーニングの改修等が必要な場合は、改修を行い、利用者通知サーバに配置すること。」	本件特定役務で実施する機能追加等に伴いeラーニングの改修が必要となる場合は、必要な改修を実施し、利用者通知サーバに配置すること。また、eラーニングを利用するOS又はブラウザ等のバージョンアップ等が行われた場合は、eラーニングへの影響調査を実施し、その結果を財務省へ報告すること。なお、改修を要する場合は、財務省と協議の上、対応方法を決定すること。	「eラーニングを利用するOS又はブラウザ等のバージョンアップ等に伴いeラーニングの改修等が必要な場合は、改修を行い」との記載がありますが、利用するOS又はブラウザ等のバージョンアップ等は本件受託者が管理・制御できない外部要因によるものであるため、現行の記載では、本件受託者が事前に予測できない改修義務を負うものと解釈される可能性があります。一方で、4.2.7「業務・運用調査」では、OS・ブラウザ等のバージョンアップに伴う影響調査を実施し、その結果を踏まえて対応する考え方が示されていることから、本項についても同様の考え方となるよう、以下のような記載への見直しをご検討いただけますと幸いです。	有	当意見を踏まえ、修正いたします。